

生じ、運送能率を低下させ、ひいてはわが国の産業上および防衛上大きな影響をおよぼすことになる。したがって地方鉄道法は、地方鉄道の規格をつぎのように規定している。

(1) 動力 人力または馬力その他これらに類するものを動力とすることができない(地方鉄道法第2条)。

(2) 軌間 3'6" (1.067m) を原則とし、例外として、4'8" (1.435m) または 2'6" (762mm) の2種を認めている(地方鉄道法第3条)。例外を認めたのは客車・貨車の直通よりも他に重要な理由がある場合、または地形上法定軌間を採用できないことを予想したものと考えられる。鋼索鉄道および懸垂鉄道は、現行法律上地方鉄道であるけれども軌間の制限がない。

(3) 道路に敷設することができない。この点軌道と比較していちじるしい差異がある。地形などの関係からやむを得ないときは、主務大臣(建設大臣)の許可を受けて道路に敷設することができる(地方鉄道法第4条)。

なお、これら技術上の規格に関連して付言すれば、電圧の統一も前述のような理由により法定すべきであろう。

3 経営形態 国は地方鉄道の経営主体となることができない(地方鉄道法第1条および鉄道国有法第1条)が、その他のものについては制限がない。公営(都道府県その他公共団体の経営にかかわるもの)の地方鉄道としては、熊本県の荒尾市営電気鉄道、岡山県の倉敷市交通局、玉野市(事業局)および名古屋市交通局(地下鉄道)などがある。他は全部会社組織であり、個人経営のものは全然ない。

4 法制上の取扱 地方鉄道法および同法付属法令、ならびに鉄道営業法および同法付属法令などによって規制されている。

5 概況 次表のとおりである。(昭和31年度地方鉄道軌道統計年報による)

(1) 軌間別線路表

軌間	本線路延長			
	単線	複線	四線	計
0.609	32,176			32,176
0.762	511,235			511,235
0.914	11,600			11,600
1.000	1,260			1,260
1.067	3,729,135	854,883	5,907	4,589,925
1.372	32,357	117,895		150,252
1.435	211,919	437,274	4,065	653,258
合計	4,529,082	1,410,052	9,972	5,949,706

軌間に、地方鉄道法第3条に規定する以外のものがあるのは、軌道を地方鉄道に変更したものおよび特殊鉄道(鋼索鉄道)があるからである。

(2) 経営主体別営業キロ程表

経営主体	事業者数	キロ程
公 営	3	18.9km
営 団 組 織	1	20.9
会 社 組 織	148	5,991.2
計	152	6,031.0

(3) 運輸概況

a 輸送量

種 別	旅 客	手 荷 物	小 荷 物	貨 物
公 営	千人 3,006	kg	kg 18	t 252,992
営 団 組 織	166,811	—	—	—
会 社 組 織	2,567,987	32,438	116,695	35,559,158
計	2,737,804	32,438	116,713	35,812,150

b 運輸収入

単位千円

種 別	旅 客	手 荷 物	小 荷 物	貨 物	雑 収 入	計
公 営	27,220	135	301	31,040	2,232	60,928
営 団 組 織	2,319,649	—	—	669,422	1,067,907	4,056,978
会 社 組 織	38,349,325	86,231	487,070	5,777,290	1,549,888	46,249,804
合 計	40,696,194	86,366	487,371	6,477,752	2,620,027	50,367,710

—地方鉄道法。軌道。専用鉄道。鋼索鉄道。連絡運輸規則。懸垂鉄道。(岡田 稔)

ちほうてつどううんちんわりびききてい 地方鉄道運賃割引規程

昭和10・5・23に公布された鉄道省令で、翌11・1・1から実施された。その後数年間この規程は旅客誘致および出貨奨励上相当効果をあげてきたが、戦時体制が強化されるにおよんで、いわゆる重点輸送の確保上昭和18・7・15からその施行が停止された。しかし戦争も終結して戦時中設けられた各種の統制が漸次撤廃されることになったので、この規程も昭和23・8・24から復活されることになり、現在各地方鉄道はこの規程により、必要に応じて臨時に旅客・貨物の運賃を割引しているのである。この規程は全文6箇条から成る規程であって、地方鉄道業者が必要に応じて、臨時に旅客や貨物の運賃を割引しようとする場合の条件、および手続を規定したものである。その条件は、旅客においては季節旅客を誘致する必要があるときおよび祝祭日・休日・記念日など多数の旅客が集散するときに、普通旅客の運賃にかぎって割引率5割以内、割引期間は同一区間につき1年を通じて90日以内とされており(第2条)、また貨物においてはとくに出貨奨励の必要がある場合は、すべての荷物運賃に対して割引率は旅客と同じく5割以内、割引期間は1年を通じて180日以内とされている(第3条)。なおこの規程は天災事変その他これに準ずる非常の事態が起ったとき、業者が必要と認めた場合は、旅客・復旧建築材料・救じゅつ品などの運賃の減免ができることを規定している(第4条)。

この規程の適用手続は、実施後届出を要することになっている。すなわちこれらの規定によって旅客・貨物の運賃の減免をしようとするときは、実施後3日以内にその理由・割引の期間・区間・割引率その他必要な事項を記載した書類をもって所管陸運局長に届出でなければならぬ(第5条)。そうしてもし業者がこの規程に定めている割引率・割引期間その他の制限をこえて運賃の割引をしようとする場合は、所管陸運局長の認可を受けなければならない(第6条)。この割引規程がはじめて制定された当時の交通業界は、自動車事業の急激な発展によって各所に地方鉄道・軌道との対抗関係を生じ、運賃割引による貨客誘致が競争方策として必要であった。その後も自動車の発展は急進的であり、これに対する鉄道の運賃政策は相当高度の弾力性が必要となってきた。この規程は地方鉄道業者ばかりでなく、軌道業者にも同様に適用されることになっている。(高橋与三吉)

ちほうてつどううんてんきそく 地方鉄道運輸規則

1 沿革

地方鉄道の運輸に関する規定としては、大正8年までは鉄道運輸規程および鉄道信号規程があつて、国有鉄道・民営鉄道の両方に共通適用されていたが、その後地方鉄道のみを運輸関係を律するものとして、地方鉄道運輸信号保安規程(大正8年閣令第12号)が制定された。しかし最近にいたって運輸理論・運輸関係諸設備の発展に適合しない点が多くなったので、これを改正し地方鉄道運輸規則(昭和25年運輸省令第99号)が制定された。